

特定基地局開設料の標準的な金額に関する研究会

議事要旨

1. 日時

令和2年10月13日（火）15：00～17：00

2. 場所

中央合同庁舎2号館（総務省）8階 第3特別会議室

3. 出席者（敬称略・五十音順）

構成員：

飯塚留美（一般財団法人マルチメディア振興センター ICTリサーチ&コンサルティング部シニア・リサーチディレクター）、牛山誠（有限責任監査法人トーマツパートナー）、大谷和子（株式会社日本総合研究所執行役員法務部長）、関口博正（神奈川大学経営学部教授）、多賀谷一照（千葉大学名誉教授）、中尾彰宏（東京大学大学院情報学環教授）、柳川範之（東京大学大学院経済学研究科教授）

総務省：

竹内総合通信基盤局長、鈴木電波部長、吉田総合通信基盤局総務課長、布施田電波政策課長、翁長移動通信課長、柳迫電波政策課企画官、田中移動通信課移動通信企画官

4. 配布資料

資料1 情報開示の考え方

資料2 特定基地局開設料の算定について（1.7GHz帯東名阪以外の帯域）

資料3 1.7GHz帯東名阪以外の標準的な金額の算定の考え方（案）

※別紙「1.7GHz帯（東名阪以外）の終了促進措置額に関する特例事情について」

5. 議事要旨

(1) 開会

(2) 議事

(構成員F)

9ページの欄外のところで、スイスの金額がちょっと小さいなと思って見ていたところ、他の周波数帯域との落札額の総計が公表されているので、周波数幅で案分されているとのことだが、この周波数帯域というのは、ミリ波帯は含まれておらず、Sub 6 やそれに近い周波数帯域だという理解でよいか。案分するだけで妥当な金額が得されるのかどうかを確認したい。

(田中移動通信課移動通信企画官)

スイスは700MHz帯、1.4GHz帯及び3.4～3.6GHz帯の周波数帯域をまとめて410億円という結果で、3つ周波数帯域をセットでオークションを行っていた。よって、広い意味ではSub6の中に全部入っている。

(構成員F)

諸外国のオークション結果の中で、ミリ波帯を見ると金額が安く出ており、まだ人気がないということだと思われるが、Sub6だけ見ても相当なばらつきがあるので、殊更にSub6だけにするとか、ミリ波帯を除外する積極的な理由がないと思われ、ミリ波については2分の1という補正が適切であったかという議論はあり得るが、事務局の提案のとおり全体の金額を参照とすることは賛成。

(構成員G)

電波の使われ方はミリ波とSub6で、今も5Gの運用で大きく異なっている。金額だけを見て、ばらつきがあるので全部を考慮するのは、慎重な議論が必要ではないかと思われる。

今回は1.7GHz帯のSub6の特定基地局の開設料だが、今後、他の周波数帯でどのような算出を行うかの前例となるのであれば、今回、例えば平均とか中間値を取るにしても全部を考慮してしまうと、今後の、例えばどの周波数帯の開設料であっても全ての周波数帯を考慮しなければつじつまが合わないということになりかねない。

電波の性質が非常に異なるということである。例えば、Sub6の開設料はSub6のみのオークションの結果で計算をする、あるいはミリ波の開設料はミリ波のみのオークションの結果を考慮するという考え方があり、開設料の今後の在り方を考慮に入れた上で、この会議で議論をするべきではないかと思っている。ミリ波は周波数幅も大きく異なっているため、慎重な議論が必要であると思っている。

1つの案としては、Sub6だけで考えるという考え方も合理的であると思われる。つまり、事務局案のD案の金額にする考え方である。全体を取ってG案の金額を取ることを前例とし、今後も、この段階ではSub6とミリ波帯、全部の周波数帯を考慮して今後の開設料も算出していくということでGの欄の金額にするという整理もあるかもしれないが、そうではなくて、今後の開設料の算定ではここが変わり得るということであれば、Sub6だけを考慮する考え方もあるのではないかと思っている。

ただ、Sub6と言っても1.7GHz帯とそれ以外では、実際に電波を使ってみると直進性も回折も反射も全く異なる性質を持っているので、本当は1.7GHz帯周辺のオークション結果が参考になると思われるが、他国でオークション結果があるのはスイスぐらいなので、私はD案のSub6全体のオークション結果を考慮した値が今後のことも考えて合理的ではないかという意見を持っている。

(構成員B)

6ページのオークションの各国の結果は、今年の5月時点ということだが、実際に開設指針が出るときは、その時点でのデータが参照されるということになるか。その後もアメリカでは3.5GHz帯、フランスでは3.6GHz帯、フィンランドでは26GHz帯のオークション結果が徐々に出てきているので、最新のデータで対応いただければと思う。

(構成員E)

私も今回の全体の捉え方は、前例にしないほうが良いと考える。これが今後、前例になるのは困る。ただ、今回はSub6で良いかという判断も難しい。少なくとも今回前例としないことをはっきり記載しなければならないが、Sub6だけにするのか、それともミリ波も含めて全体で見るのか、ほかの方の意見も聞きたい。

(構成員D)

後続でオークションが行われた場合、それをどこまで取り込むのかという話もあると思うが、仮に取り込むか取り込まないかという観点からすると、現段階ではSub6であるから取り込む、そうでないから取り込まないという制限を設けるのは、疑問に思う。

よって、現在提示されているデータは、全体が俯瞰されているので、今回はそれを発射台にして検討し、後続で検討される別の周波数を割り当てるときの開設料の標準的な金額を決めるときには、別途考慮するという注釈をつけるなりし、今回は制限を設けない全体のデータを使っても良いのではないかというのが私の印象である。

(構成員C)

今回のケースはこの後に影響を与えないようにするというのは、非常に重要なところだと思う。データがこの先、変わってくる、いろいろなものが揃ってきたときの評価の仕方は異なると思うので、そこは大事なポイントかと思う。

その上で、本来であれば諸外国のデータは、できるだけ日本の今回の割当てに近いデータに基づいて推測するというのが当然重要なわけなので、その意味では過去に海外で行われたものについても、大きく特性が異なる周波数帯のデータを含めてしまうのは、本来の推計にゆがみをもたらすのではないかと思う。この辺は、正確にはよく分からないが、先ほど話にあったようなSub6とミリ波帯で大分特性が違うということであれば、Sub6全体の評価に基づいて判断するというのが適当と思っている。

(構成員A)

周波数帯によってどのような特性が違うのか等、どう評価して良いかも分からないというのが正直なところだが、どこまで類似を許容できるかということの判断は非常に難しいということがよく分かってきた。例えば10ページのD案の金額とG案の金額を比べた時も、ミリ波帯は2分の1の補正をして入れるか入れないかということについての価値判断は、実は私もよく分からない。ただ、今回の金額の算出は下限値を設定するというのを考えたときに、できるだけハードルは下げておきたいという意図がこのG案の金額からは見える。

そういう点では、Sub6の中でも性質が異なるから、今回のように同じ周波数帯のオークションではないということになると、ある程度レベル感を見て低めの設定を行うこともあ

るのではないかと思う。Sub6単体で見ることと、それからミリ波帯を含めることの相違点に着目しての意見ではないので、ただ単に金額を見たときに、上限は無制限だということでも報告書にも書いてあるので、下限値を定めるということについては低めの金額を採用し、次回以降については、改めてこの結果を見ながらその時の体制でまた検討するということが良いと思われる。

(構成員E)

事務局に確認するが、今回のこの会合で一定の結論が出た場合、その結論の結果についてパブリックコメントの募集を行うのか。

(田中移動通信課移動通信企画官)

開設指針の下限值と著しく下回る金額を設定し、その設定の考え方を別様で作成し、開設指針とともにパブリックコメントの募集を行った上で電波監理審議会に諮問、答申という形になる。

(構成員E)

今、最初の諸外国のオークション結果の採用の考え方については意見が分かれているが、それをパブリックコメントの募集時にどちらかに決めておく必要があるのか、それともある程度意見が分かれているような形で出すのか。

(田中移動通信課移動通信企画官)

開設指針を定める際には下限値は1点に決めなければならないので、総務省でどちらかの考え方を採用した上で世の中に意見を請う形になる。

(構成員E)

それは総務省が決めることだが、パブリックコメントの募集の際に決めてしまうのか、それとも両論併記のような状態でパブリックコメントの募集を行うこともあるのか。

これで言えば、第1段階の補正の金額に、少なくとも以後の前例とはしない旨は記載する必要があるが、それを含めて、Sub6だけにするのか、それともミリ波も全体に含めるのかという点について、どちらかを案として記載しなければならないということか。

(田中移動通信課移動通信企画官)

そのとおり。どちらか1つに決める必要がある。総務省は先生方の御意見を踏まえた上でこう考える、ということでパブリックコメントを募集させていただく。

(構成員E)

総務省として最終的に電監審の手続きにのせるためには、1つの案として出したいということと理解した。

(構成員C)

今回は実質的に下限値を決めることになる。下限値の意味合いは、1つは、参入のハードルを下げるという役割。もう1つは、あまり競争的でない場合、競争相手がいない場合は、競争が起こらず下限値に近い金額を設定して、それでそれぞれ獲得をする、あるいはポイントを獲得する、という形になると思われる。

よって、どのような競争環境が想定されるかによって下限値の実質的な意味合いが変わると思う。そういう意味ではあまり競争的でないとすると、この金額が大体の目安になるという部分もあるので、あまり金額をたたき合って高い金額を設定することにはなりにくいと感じるため、慎重な判断が必要と考える。

(田中移動通信課移動通信企画官)

資料の4ページを御覧いただくと、競争環境という意味では、各者がどのような希望を出しているかという点も参考になると思うが、今回は4者から、いずれも周波数の割当て希望が出されており、4者が1枠の取得を目指すことになるので、過去にここまで競争が激しかったことはない。

(構成員G)

競争環境を見ながら適切な価格というところでは、Sub6の平均でいくと高めな金額が出ていると思う。実際に各国の例えば3.4~3.6GHz帯の金額を見るとばらつきが非常に大きい。5,000億円を超えている結果が3国あるが、それが全体の平均としてしまうと、例えばSub6かミリ波かという高めに出してしまうのは、このような非常に突出して大きな金額で

落札をしている国があるということの事実に基づいているので、例えば国情、ここで言うドイツ、イタリア、台湾は、日本と同じような状況にあるのかという点も考えて、他国の突出したオークションの金額に引きずられて、我が国の開設料の設定が適正に行われないうという事態は、合理的ではないと思われる。

金額を見ると判断が揺らいでしまう可能性もあるが、ミリ波とSub6を同列で扱う開設料の算定で、これがパブリックコメントの対象として出た場合に、合理的に見えるかという点でいうと、やはりミリ波はミリ波、Sub6はSub6という分け方をするのが合理的なのではないかと思う。もしSub6で平均値が突出して大きい国のせいで平均値が上がり、適切な開設料の算定が我が国のマーケットで行われないうということであるならば、それを除外して考えるという方向性のほうが合理的と思う。

(構成員F)

今回特殊なケースで、以降の前例にしないというコンセンサスは取れている感じがして、私もその方向であれば、第1回目で、しかも前回の割り当てられなかった周波数を積極的に活用して5Gを促進して、特に5ページのように日本国土の中で対象となる地域はかなり広域だが、それでも経済的な比率を見ていくと3分の1にすぎないという評価が資料の中に出ていたと思うが、そういった地方の5Gの拡充のために積極的に投資をしていただくためには、できるだけ低い発射台を想定したいというのが実情で、私も金額のほうから見ていって、全体を含めたほうが結果的に妥当な金額になるのではないかと思う。

あと報告書でもSub6とミリ波はもともと性質が違うもので、一定の補正をしなければ、そのまま採用することはできないということで、8ページのところの係数の妥当性もいろいろ感じるところであるが、一定の考慮をしていることもあるため、今からSub6のところの都合のいいデータを選ぶというような形で金額を操作する感じになるよりは、できるだけたくさん事例を参照し、もともと想定していた補正も行った結果として全体を選ぶということのほうに合理性があり、G案の金額が適切であると思う。

(構成員G)

誤解があるようなので申し上げるが、数字を操作することは決してあってはならない。異常値を除くというわけでもなく、日本の国情に合ったオークションが他国で行われているかどうかということを考えないと、これが下の数字であっても上の数字であっても合理

的ではない。ドイツとイタリアと台湾が同じ周波数帯であるため、ここでどういうオークションが行われて、なぜこういう金額になっているのか、経済の補正も後で出てくるわけではあるが、これらの国でどのようなオークションが行われたのかを見ないといけないのではないかとこのことを申し上げている。

本研究会が合理的な判断をしていることが確認できれば、例えばD案の方式でもG案の方式でも結構だと思う。今おっしゃったように、G案がミリ波なので2分の1の係数でということと考慮したということと合意するのであれば、それでも構わない。申し上げておきたかったのは、電波の性質というものは違うということと、それから今回の方針が今後のオークションの方法の前例となるかどうかというのは非常に重要なポイント、この2点である。

(構成員B)

電波の性質に加えて、競争環境が影響する。今回、日本の場合は1枠に対して4者が手を挙げている。恐らく当事者間の価格競争で決まるのではないかと想定されるので、最低価格はなるべく低くという方向性で良いと思う。実際そのようなことで金額が高くなった典型例がドイツであり、枠よりも入札者数が多ければ、当然高くなる。

他方、対極にあるのがフィンランドで、3者の既存事業者に対して、3枠出して、3者が手を挙げれば、結局最低価格で落札されるという状況になる。今後どういうバンドが競争的な枠として提供されるのか否かがポイントになってくると思われる。

(構成員E)

ここではG案を取ることにし、ただし、検討対象である周波数帯の特定基地局開設料の性格上このように判断した、今後はミリ波帯やSub6など、特定基地局開設料の算定を行うたびに周波数帯ごとに判断するということを記載して書した上で、このように判断にすることをお願いしたい。

(構成員F)

論点2-①については、他に選択の余地がないと考える。この計算方法については、他の選択肢が考えられなかったもの。

(構成員A)

既存の2者が既において、新規参入業者との負担感のバランスを取るということから、これで良いと思う。

(構成員B)

30ページに現在の累積が令和2年までで9億円で、終了時期が令和4年であったと思うが、実際は最終的にどのぐらいの累積になりそうか。

(田中移動通信課移動通信企画官)

実額はまだ1%も使っていないため、これから上振れする可能性は否定できないが、協議会によれば何とか上限額の範囲で収まるように頑張りますとは言っている。ただ、まだ先のことなので、これ以上増える可能性は、否定はできないと思う。

今回の考え方は、仮にこの金額が増えたとしても、それは参入事業者も増えた分を払ってください。ただ、負担割合はあらかじめ決められた1対1対0.8で負担してくださいという考え方を示しているので、仮に費用が増減しても負担割合は同じということを示している。

(構成員D)

この0.8というのは現行の設計指針の平成30年策定の時に決めたのか。東名阪は0.2ということか。

(田中移動通信課移動通信企画官)

平成30年の開設指針のときに、当時の移行が必要となる無線局の数に応じて、それぞれ1対1対0.8と決めた。東名阪は公共業務用無線局の影響を受けない地域として平成17年にドコモに割り当てた。今回の白く塗っている地域は公共業務用無線局の影響を受けているところであるため、移行しなければ基地局を打てないということ。

(構成員D)

それが0.8の割合になったということであれば、異論はない。

(構成員D)

論点2-②に関して、この10%を危険率と考えているが、それは107%や81%を前提として10%ぐらい、でも15%ではないという判断で特に理由はないということか。

(田中移動通信課移動通信企画官)

御指摘のとおり、平均すると13%ぐらいになる。5%刻みもあると思う。必ず10%刻みでなくてはならないという理由はない。

(構成員B)

価格をなるべく下げる場合は、これを加味する方法も場合によっては考えられるというような位置づけか。

(田中移動通信課移動通信企画官)

予想される事業者からの要望は全額引いてほしいということになり、それをどこまで考慮するかということになる。

終了促進措置の金額は厳密に言えば、その周波数の経済的価値というよりは移転先の周波数を使うために必要な経費なので、本来であると全く別物だが、これを行うことにより2年間前倒して周波数が使用できるため、一定の経済的価値があるとみなすことができるのではないかということから一定の金額を差し引くことについて検討してはどうかという議論が研究会においてなされていた。

事業者がいくら入れてくるからいくら引くというのは、先に開設指針を示さなければならぬので、事業者がいくら入れてくるかを見て終了促進措置に係る金額を一定程度引くということではできないため、あらかじめ一定の金額は引いた上で開設指針として示したい。

(構成員D)

この県内総生産の金額というのは、いつ時点のものなのか。

(田中移動通信課移動通信企画官)

6ページ目のデータセットに関するもので、最新に公表されたものを使っているが、県内総生産は、内閣府が平成28年度に公表したものを使用している。

(構成員G)

数字に関して異論はない。33%の経済規模の地域で4者が使用を希望しているのは良い意味で驚きであるが電波利用の観点から望ましいことである。想定されるユースケースを見ると、地方での品質向上やIoTで利用しようとしていることが分かる。個人的には、この周波数帯はしっかりサービスをする社に取っていただきたいという気持ちはある。33%という数字は、キャリアに知らせているのか。経済規模が33%だから周波数の使用に影響がでることにはならないか。数字を出すことは非常に良いことだと思う反面、この数字が出ることにより悪影響がある懸念はないか。数字自体には異論はない。

(田中移動通信課移動通信企画官)

開設料の算定の考え方の中で、どのように算定しているか記載するのでキャリアはこれを読めば分かる。キャリアは全国的にサービス展開しているので、こちらから示さずとも知っていると認識している。

(構成員G)

以前、この平均値に少し幅を持たせるということを提案しているが、今回、基となる最低の金額が、全てのオークション落札額を考慮するという観点では、ここで中央値を使う必要性がなくなるので、平均値を基準とするのが良いと思う。ただ、平均値だけというよりは、金額の幅があった方が良いというのは以前から申し上げているとおりなので、パーセントの値は議論があるかと思うが、平均値±10%が良いと思う。

(構成員C)

今回は海外の事例を参考にして、理想的にはオークションで実現したであろう金額を合理的に算定できれば良いが、今回はできないという前提に立つべきと思う。そもそも海外の事例からして周波数帯も違うことからすると、そのデータで計算しようとするると限界が出てくるが、今手に入る情報の中で比較的合理的と思われる判断を研究会ですべて説明できる必要がある。

特に下限額については、極端な金額にならないように設定をするという原則の下で今回は設定せざるを得ないという割り切りが必要だと思う。そうでなければ、本研究会で計算

したのか、平均値とか10%にどのような意味があるのかと聞かれた場合、答えられることではないので、割り切りの下での合理的な判断をするということだと思う。

その上で、かなり幅広く海外の事例の情報を使うということであれば、中央値を使うと端の情報に意味がなくなるので平均値を使うという整理が良いと思う。10%、20%の件は、下限額を下げるという意味では20%に幅を増やした方が下がるが、この金額を恣意的に大きくするとそもそも平均値を出してきた意味が無くなってしまうので、どの程度が適切かは分からないが、あまり土の幅を大きくするのは恣意的になるということであれば、平均値±10%が妥当であると思う。

(構成員D)

下限値を計算する場合、絶対値に対して何%を掛けて下限になるという考え方になると思うが、その絶対値が±10%になると幅ができるので、下限値も幅での示し方になるのではないかと思う。目安として下限値ではなくこの程度の金額にしたいということであれば、平均値±いくつと幅を持たせて、このぐらいの中に収まるようにすることが良いと思う。例えば、平均値掛ける20%が下限値になるならば良いが、その場合は上限値の意味が無くなるので、下限値だけ算定する場合においては平均値を使った方が良いと思う。

(田中移動通信課移動通信企画官)

本研究会では一定の幅を持った額として算定すると報告書でも書かれていると理解。上限値は意味をなさないということなので、開設指針の中では下限値を1つの金額として定める。そのときに使う値として、平均値±10%という考え方で取った場合には、平均値±10%を取ったうちの下限値を開設指針での下限値として定める。

(構成員A)

著しく下回る金額の設定について、賛成の意見。50%を選択するという結論が良いと思う。広辞苑だけではなくて、法律もいろいろ調べていただいて、この50%を採用する法律は企業会計基準委員会とか、所得税法だが、これは固定資産がベースになっていて、取引金額が大きく、しかも取引の回数が多い場合に50%を使っていることを考えると、特定基地局開設料については50%が妥当であると考えられ、結論に賛成。

(構成員D)

会計的に見れば、50%は減損、固定資産に限らず無形もそうだが減損する金融資産については、50%は日本基準では1つの指標として出ている。

一方で、日本基準ではないところの国際会計基準や米国会計基準では30%ということもあり、考慮すべき範囲としてはあり得る。ただ、著しいという文言からすれば日本の感覚では、一般的には半分であるとよく言われているので、50%は妥当であり、一般的に許容されるような妥当な水準だと思う。

(構成員E)

それでは、50%で決める。

(構成員G)

別紙の別案①、別案②、別案③について、案の想定するところを聞きたい。こういう計算をしたらこういう変化がある、例えば年額ベース7年でのこれらの数字を設定することでどのような違いが発生するのか。

算出方法が複雑であることから説明が必要である。計算式が①の場合だと0.8を掛ける、②の場合だと $(1 + 1 + 0.33)$ を掛けた経済的価値から費用負担で $0.8 / (1 + 1 + 0.8)$ を掛けた額を引く。③の場合は、さらにこれが7年になっており、0.33が7で割られている。これらの計算の手法がどういう意図を持って計算されているかということと、それが年額ベースで、例えば平均値±10%とした場合に与えている影響で、①②③で計算結果に差が出ているのかどうか確認すべきである。差が出ないのであれば、合理的な計算をしてこの数字になったという結論が重要である。計算方法が合理的かどうかを検証すれば良い。結果的に大きく差が出た場合、どのような方向に持って行かなければならないか分からないと議論が出にくいと思う。

ただ、一般に言えることとして、ここまで詳細にやるのであれば、徹底的に③で算出したほうが合理的であると思う。細かい計算をせず当初案で算出するのか、③で年数と経済効果と費用負担貢献分で算出をするかの、どちらかだと思う。①と②を選択するのは、中途半端な選択に見える。

(構成員C)

事業者の公平性を確保するために差し引くと記載されているが、この公平性の確保というのは理想的なもので、実際にはそれより高い金額を取って獲得する可能性があるので、結果として公平ではなくなるので、公平性の確保のためにというのは、今回の割当てに関して、割り当てる総務省側がどういう理念で割当てを考えているのかということの意思表示に近いと思う。このような公平性を考えた上での下限であるという意思表示を行うことは良いのではないかと思う。事業者間の公平性の確保のために金額を考慮しているという意思表示が対外的に伝わった方が良いので、24ページの様な簡潔な記載が良いと思う。

(構成員E)

最初にまとめてある全体を中心に記載し、それに基づいて計算した結果としては、別案③をそのまま記載するという事でよいか。

(田中移動通信課移動通信企画官)

そのように工夫させていただく。

(構成員A)

開設指針については最新データを使うということだが、そのことは文章で表現されているか。どの時点で得られるデータをどこで入れ替えるかということを示しておく必要があると考える。

(田中移動通信課移動通信企画官)

開設指針の案の策定までに入手できる最新のものを使うということ載せさせていただく。

②「1.7GHz帯東名阪以外の標準的な金額の算定の考え方(案)」については、上記の議論を踏まえて修正することとなった。修正については座長に一任され、必要な修正を加えた上で意見募集を実施することとなった。

(3) 閉会

以上